

民主党議員立法「政治資金規正法の一部を改正する法律案」

【ポイント】

①事務所費、光熱水費、備品・消耗品費について

- ・領収書等の徴収・保存義務の対象を、1件1万円超に引下げ、保存期間を5年に延長する。(現行は「5万円以上」及び「3年」。)
- ・1件1万円超の支出については、政治資金収支報告書に支出の明細を記載させ、領収書の添付を義務付ける。(現行は政治資金収支報告書に総額のみを記載。)
- ・政治活動費の領収書等の添付、徴収・保存義務についても、事務所費等と連動して改正する。

②人件費について

- ・現在は総額のみを政治資金収支報告書に記載することになっているが、それに加えて、経常経費の人件費の支出を要することとなった業務に従事した者の数を記載することを義務付ける。

以上